

(仮称) 生駒市市民投票条例に関するアンケート調査

(仮称) 生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度に関するアンケート調査

生駒市自治基本条例の運用状況等を市民の立場から見守るための組織として設置された「生駒市市民自治推進会議」では、平成22年度から

- 「(仮称) 生駒市市民投票条例」
- 「(仮称) 生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」

の策定及び検討作業を進めています。

つきましては、皆様のご意見をお聞かせいただきたく、アンケートをさせていただくこととなりました。

お忙しい中申し訳ございませんが、別添の資料をご参照いただき、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

【本アンケートの趣旨など】

- ◆このアンケートは、条例の概要等を広く市民の皆様にご覧いただき、意見を伺うとともに、今後の取組の参考とするため、3,000人の方々を無作為抽出し、送付させていただきました。
- ◆個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ◆この調査は無記名で回答していただくもので、個人の秘密が漏れたり、他の用途に使われるなどのご迷惑をおかけすることは一切ございません。

平成22年●月

生駒市市民自治推進会議

【 調査票ご記入についてのお願い 】

【ご回答の方法】

- ◆このアンケート調査は、宛名のご本人がお答えください。なお、ご本人がご記入いただけない場合は、ご家族の方が代わりにご記入くださっても構いません。
- ◆回答方法は、該当する数字（1, 2, 3など）に直接○印をつけていただくことを基本とし、「その他（ ）」欄については、お考えのことをお書きください。
- ◆質問の内容とあなたご自身のお考えとがそぐわない場合や答えにくい部分については、差し支えない範囲で結構ですのでお答えください。
- ◆記入がお済みになりましたら、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、●月●日（●）までに、お近くの郵便ポストに投函してください。
- ◆この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市市長公室市民活動推進課市民活動推進係

TEL. 0743-74-1111（内線234）

FAX. 0743-74-1105

E-mail shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

## (仮称)生駒市市民投票条例案に関するアンケート

### Q 1

平成22年4月1日より「生駒市自治基本条例」が施行されましたが、同条例に市民投票についての規定があることをご存知でしたか。

1. 知っていた
2. 知らないが市民投票制度については知っていたもしくは聞いた事があった。
3. 知らなかった

### Q 2

市民投票条例は必要だと思いますか。

1. 必要
2. あったほうがいい
3. 議会があるからなくてもいい
4. 必要ない
5. その他 ( )

### Q 3

市民投票が今後実施された場合、投票にいきますか。

1. いく
2. いかない
3. どちらともいえない

### Q 4

市民投票を発議する場合に必要な署名数は、投票資格者の1/6以上で検討していますが、どのようにお考えですか。(別紙①参照)

1. 適切である
2. 適切でない(理由 )

### Q 5

市民投票がすることができる市民の年齢は18歳以上で検討していますが、どのようにお考えですか。(別紙②参照)

1. 適切である
2. 適切でない(理由 )

Q 6

外国人市民も同様に本市に住み、一定の資格を有していれば投票できると考えていますが、どのようにお考えですか。(別紙②参照)

1. 適切である
2. 適切でない(理由 )

## (仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度に関するアンケート

Q 7

今までに市民公益活動をされたことはありますか。(全員回答)

1. ある(現在・過去も含む) → Q 8へ
2. ないが今後してみたい → Q 9へ
3. ない → Q 10へ

Q 8

Q 7で「1」を選ばれた方は、下記から選んでください。(複数回答可)

( )

- |   |                         |                             |                           |
|---|-------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                      | 2. 社会教育の推進を図る活動         | 3. まちづくりの推進を図る活動            | 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 5. 環境の保全を図る活動                             | 6. 災害救援活動               | 7. 地域安全活動                   | 8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動      |
| 9. 国際協力の活動                                | 10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 | 11. 子どもの健全育成を図る活動           | 12. 情報化社会の発展を図る活動         |
| 13. 科学技術の振興を図る活動                          | 14. 経済活動の活性化を図る活動       | 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 | 16. 消費者の保護を図る活動           |
| 17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |                         |                             |                           |

Q 9

Q 7で「2」を選ばれた方は、上記1から17の中からあてはまるものを選んでください。

(複数回答可)

( )

Q 1 0

(仮称)市民が選択する市民公益活動団体支援制度についてどのように考えられますか。  
(全員回答)

1. 良い制度であるため、是非実施してほしい → Q 1 1 へ
2. 良い制度とはいええないため、やめたほうが良い → Q 1 2 へ  
(理由: )
3. どちらともいえない → Q 1 2 へ

Q 1 1

Q 1 0 で「1」を選ばれた方は、どの点が良いと思いますか (複数回答可)

1. 市民公益活動への関心・理解が深まること
2. 市民が支援する団体を直接選べること
3. 市民公益活動に参加 (活動だけでなく、自分が支援したい事業を選べる) することができること
4. 市民公益活動が活発になり、よりよいまちづくりが期待できること
5. 政治的なしがらみ等がないこと
6. その他 ( )

Q 1 2

(仮称)市民が選択する市民公益活動団体支援制度に参加されますか  
(全員回答、複数回答可)

1. 支援する側として参加したい
2. 現在、団体に属し公益活動を行っているため、支援される側として応募 (参加) したい。
3. 今後、公益活動団体を設立し、支援される側として応募 (参加) したい。
4. 今後、公益活動団体に属し、支援される側として応募 (参加) したい。
5. 参加しない  
(理由: )
6. その他 ( )

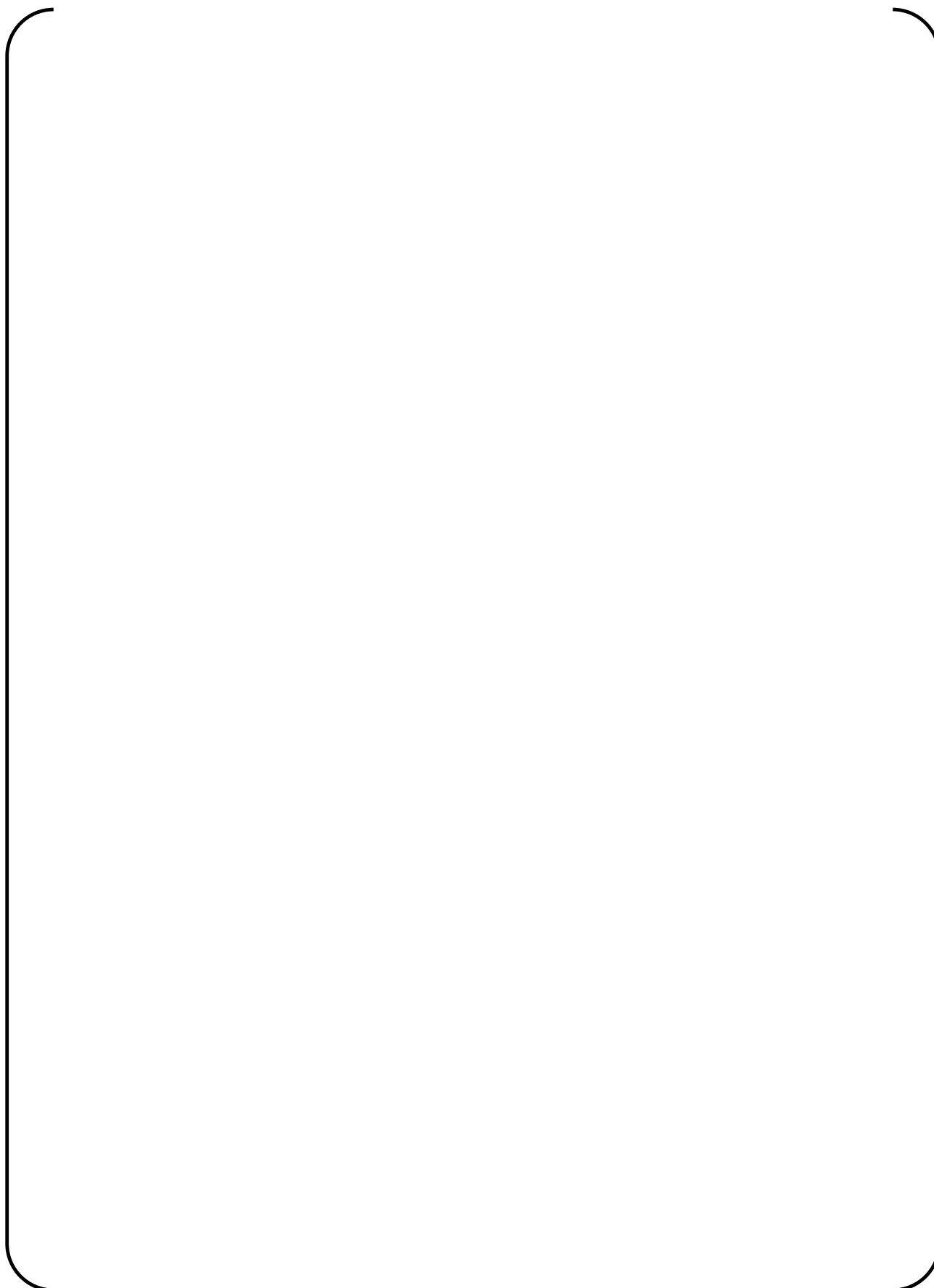
Q 1 3

あなたの性別、年齢をお聞かせください。

1. 女性 (10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上)
2. 男性 (10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上)

Q 1 4

その他ご意見・ご提案等ございましたらご自由にご記入ください。



## 市民投票の発議又は請求等

（市民投票の発議又は請求等）

第4条 投票資格者（第16条に規定する投票資格者名簿に登録されている者に限る。第25条において同じ。）は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の署名をもって、その代表者から市長に対し、書面により市民投票の実施を請求（以下市民請求）という。）することができる。

2～5略

### 【解説】

この条は、市民投票の発議又は請求について定めています。

生駒市自治基本条例第45条で市民が市民投票を請求できること、議会及び市長が市民投票を発議することができるかと定めています。

### 《第1項》

市民投票実施の請求に係る署名要件を定めています。署名できる者は、投票資格者であることが必要となります。

市民から請求を行うときの署名要件については、市民投票がとりわけ重要な市民参加の制度であり、その社会的影響の大きさから、より多くの市民の理解を得られるものであることや本市の投票資格者数、他の自治体の事例などを勘案し、請求に必要な署名数を投票資格者数の6分の1としています。

## 投票資格者

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
  - (2) 年齢満18歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請による同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者に限る。）
- 2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
  - (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号に該当するものを除く。）をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（次号において以下「選挙関係規定」という。）により選挙権を有しない者
  - (2) 第1項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙関係規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

### 【解説】

この規定は、市民投票の投票資格者の要件について定めたものです。

#### 《第1項》

- (1) 年齢が満18歳以上の日本国籍を持っている者で、生駒市で住民票を作成された日から引き続いて3ヶ月以上生駒市の住民基本台帳に記録されている者。  
なお、他の市町村から生駒市に住所を移した者は、届出をした日から引き続いて3ヶ月以上生駒市の住民基本台帳に記録されている者に限ります。
- (2) 年齢が満18歳以上の定住外国人で、引き続いて3ヶ月以上生駒市に住所を置いている者。これは、外国人登録原票に登録されている居住地が生駒市にあって、かつ登録の日から3ヶ月以上経過している者をさしています。

なお、他の市町村から本市に居住地の変更をした者は、その申請をした日から引き続いて3ヶ月以上経過している者に限ります。

※「年齢満18歳以上」という要件

市民投票の投票権における年齢要件は、生駒市自治基本条例第8条の規定を遵守するため、20歳以上とする選挙権よりも幅をひろげ、18歳以上としています。

18歳以上の年齢については、例えば普通免許の取得年齢であることや、平成22年5月18日施行の「日本国憲法の改正手続きに関する法律」においても満18歳以上の日本国民が対象とされていることなど、日本の多くの法律が年齢要件としています。

また、児童の権利に関する条約第1条において18歳未満の者を「児童」と定義づけています。

このように、18歳以上の者は、政治的な判断や経済的な自立も可能であるとして、社会生活の中で成人として取り扱われています。

この市民投票において18歳以上の者に投票権を付与することで、将来の生駒市を担うことになる若者が市民投票を通して社会参加をすることにより、大人としての権利と責任を自覚していくことが期待されます。

《第2項》

「定住外国人」については、直接的に法律上の規定はありませんので、ここに明確に規定しておきます。

もともと市民投票は、地方自治法に規定を持つ制度ではありません。条例により資格要件を定めることができると解されています。滋賀県米原町の市民投票において全国で初めて永住外国人が投票して以降、地域の発展のためには外国人との共生や交流は不可欠であるという考え方が全国に波及しています。

生駒市自治基本条例においては、第6条において本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことや、第45条において、定住外国人及び未成年の参加に十分配慮しなければならないと規定しています。

- (1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者を投票資格者の範囲に含めます。特別永住者とは、サンフランシスコ講和条約（平和条約）発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫をいいます。
- (2) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」の在留資格をもって在留する者を投票資格者としています。
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号を除く。）をもって在留する者のうち、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者を投票資格者の範囲に含めます。「出入国管理及び難民認定法」では、これらの在留資格は最高でも3年を限度としており、3年を超えて在留するということは、少なくとも1度は更新手続きがされていることとなります。



### 《第3項》

第1項及び第2項の要件を満たす者であっても、年齢や国籍にかかわらず、選挙権の欠格事由に該当する者については、第3項で投票資格者から除くこととしています。

(1) 公職選挙法等に規定する選挙権の欠格事由に該当する者については、市民投票の投票資格者から除外しています。

これは、市民投票制度が、間接民主制を補完し、市民、議会と市長に尊重義務を生じさせる重要な市民参画の制度であることから、選挙制度との整合を図り、投票資格者から選挙権の欠格事由に該当する者を除外することは一定の合理性があります。選挙では、事理を弁識する能力を有しないとの理由から、成年被後見人は選挙権者から除外されており、市民投票制度でも同様に考えます。

(2) 日本国籍を有する満20歳以上の者の投票資格判定における公平性を図るために、外国人と満18歳及び満19歳の者についても、第1号に掲げる選挙権の欠格事由に該当する者は、投票資格者から除くこととしています。

#### 公職選挙法

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 成年被後見人
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

#### 公職選挙法

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

- 2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。
- 4 第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員

及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されないことがない。

# 市民投票制度について

## ◆市民投票とは

市民投票制度は、市政運営上の重要事項について、必要に応じて、「賛成」、「反対」のいずれかで直接市民の意思を確認する制度で、地方自治の基本である間接民主主義を補完するものとして、市政への市民参画を促進していくための仕組みです。

## ◆市民投票制度検討の経緯

### 【時代背景】

地方分権が進展し、市民参画・協働のまちづくりといった流れを受けて市民自治の拡充が求められていく中、原子力発電や産業廃棄物に関する施設建設などまちのあり方に関する重要事項について、市民投票が実施されています。これまでは、地方自治法に規定する直接請求によるものが多かったですが、最近では投票に必要な要件等をあらかじめ条例として制度化する自治体が増えてきています。

### 【生駒市における市民参画】

生駒市では、市民参画の機会として、タウンミーティングの開催、附属機関等への公募市民の募集、アンケートやパブリックコメントの実施、住民説明会の開催、市長への問い合わせメール、市民意見箱「ききみみポスト」設置、携帯電話の電子メールによるアンケートシステム「たけまるモニター」などの制度があります。しかし、市民ニーズが高度化・多様化し、地域の自主性・自立性が求められるこれからの時代においては、自治体の意思決定にこれまで以上に市民の意思を反映していくことが求められています。

### 【生駒市自治基本条例の制定】

このような背景のもと、今まで以上に市民参画による合意形成を図り、市民・議会・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本的なルールを示し、生駒市のまちづくりの最高規範と位置づけられる「生駒市自治基本条例」（平成21年6月25日公布、平成22年4月1日施行）が制定されました。同条例の第44・45条には、市民投票に関する規定がされています。この規定に基づき、市民参画の新たな手法としての市民投票を具体的に条例化することとなりました。

《参考：生駒市自治基本条例44・45条》

（第44条）

市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

（第45条）

市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。
- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

## ◆（仮称）生駒市市民投票条例（案）の制度概要

### 【市民投票の対象となるものは】

- ・ 現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与えるもの又は可能性のあるもの
  - ・ 市民に直接賛否の意思を問う必要があるもの
- の2つの要件を満たしていることが条件ですが、市の権限に属さない事項等一定の事項については、対象になりません。

### 【投票資格者について】

- ・ 投票資格を有する方は、満18歳以上の日本人と定住外国人で、それぞれ引き続き3カ月以上、生駒市の住民基本台帳か外国人登録原票に記録または登録されている方です。
- ・ 定住外国人とは、特別永住者、永住者、在留資格をもって3年を超えて日本に住所を有する者のことをいいます。

### 【市民投票の発議について】

- ・ 市民、議会、市長の三者が発議できます。市民発議の場合は投票資格者総数の1/6以上の連署をもって、市長に市民投票の実施請求ができます。

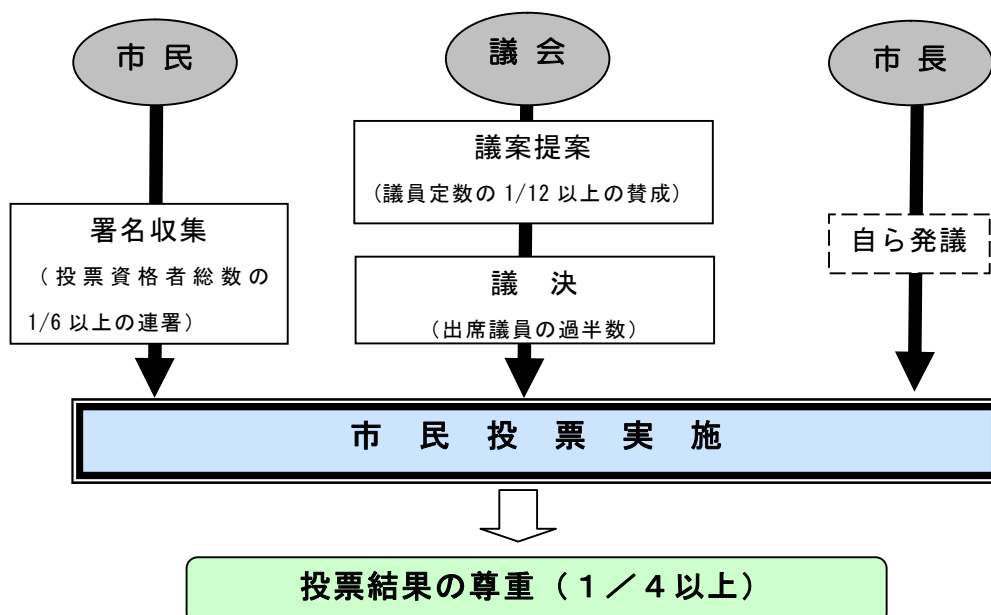
### 【投票の方法について】

- ・ 1人1票とし、賛成の場合は投票用紙の賛成の記載欄に○、反対の場合は反対の記載欄に○を自書し、投票を行います。
- ・ 通常の選挙と同様に期日前投票、不在者投票、点字投票、代理投票をすることができます。

### 【投票の結果を尊重】

- ・ 議会、市長は投票結果を尊重しなければなりません。市民はその事実を深く認識し、結果を尊重することとなります。
- ・ ただし、投票者の賛否のいずれか過半数の結果が投票資格者総数の1/4以上に達したときは投票結果の尊重義務が生じます。

## ◆市民投票実施の流れ



# (仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度について

## ◆制度の目的

これまで生駒市では市民活動団体の支援として、「生駒市まちづくり活動支援事業」にて、団体が提案する公益活動に対して補助金を交付し、支援をしてきましたが、より一層市民の皆さんの声を反映させながら市民活動団体を支援していくために、「(仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」の検討を行っております。

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが、自分が支援したい事業を選択することで市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。また、市民活動団体においても市民の皆さまから支えられているということで、活動の透明性がこれまで以上に求められ、責任感をもって活動に取り組むことが求められてきます。

現時点では選択する側の市民の方々も、将来的には選択を受ける側になっていただけるように市民活動の促進を図っていきたいと考えています。

この制度は、平成16年度に日本で初めて市川市で取り入れられて以来、全国の市町村のうち6市町村で実施されています。

## ◆支援金の交付申請をすることができる団体

市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体であって、次の条件を満たしている団体。以下、市民活動団体といいます。

- (1) 生駒市内に事務所を有し、市内において活動している団体
- (2) 規約や会則等を有している団体
- (3) 1事業年度以上継続的に活動している団体
- (4) 法令や条例等に違反する活動をしていなく、公序良俗に反する活動をしていない団体
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体

## ◆交付申請ができる事業

- (1) 市内において実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他社会貢献に係る分野であること。(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動に係る分野)
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 主として市民を対象とすること。
- (5) 当該市民活動の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 交付を受けようとする年度に生駒市から別の補助金の交付を受けていないことなど。

## ◆対象経費

- (1) 申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。
- (2) 団体の管理運営費は対象外となります。
- (3) 領収書等がなく用途不明な経費は対象外となります。

◆支援対象団体の市民の選択方法（大きく分けて二つの方式があります。）

【納税額比例方式・・・市川市、八千代市、奈良市（検討中）など】

- ◎市民（納税者）の皆さんが納めた個人市民税の1%相当額をボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の支援に充てることのできる制度。
- ◎納税者は、3団体まで支援したい団体を選択できる。
- ◎特定の団体を選択希望しない場合や団体の申請額を越えた支援額は、基金に積み立てることができる。

【定額方式・・・一宮市】

- ◎18歳以上の市民は、一定金額の権利を持って、支援したい団体を3団体以内で選択できる。
- ◎特定の団体を選択希望しない場合や団体の申請額を越えた支援額は、基金に積み立てることができる。
- ◎選択の届出を行う年度の6月1日時点の個人市民税に係る調定額の1%相当額を同日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を「市民一人当たりの支援額」として18歳以上の市民に選択してもらう。

本市の制度は、選択できる市民を18歳以上の市民とすることで、幅広い市民に支えてもらうことのできる、定額方式（平成22年度で約800円/人）により実施しようと考えています。

◆制度の流れ

